# 平成24年度 提案型協働事業制度

## 制度の目的

本制度は、地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とする。

#### 制度の概要

市民団体に次のような事業提案を募集し、提案団体と関係課の協議及び選考会を経て採択された事業を平成24年度の事業としてモデル的に実施する。

公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図れる事業市民と行政が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業市の事業として現在確立されていない事業先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業尼崎市第2次基本計画の方向性に沿った事業

### 選考委員

学識経験者 久隆浩(ひさたかひろ) 近畿大学総合社会学部 教授

市民代表 桑山 信子 ((わやま のぶこ) 特定非営利活動 WACゆずり葉 理事長

税理士 小早川 典子(こばやかわ のりこ) 小早川典子税理士事務所 所長

学識経験者 能島 裕介(のじま ゆうすけ) 特定非営利活動法人にしのみやNPO協会専務理事

市民代表 松井 定雄(まつい さだお) 尼崎市市民運動推進委員会 副委員長



### 【選考結果】

1	<sup>到20日絢</sup> 提案 ***********************************	関係課	提	案団体と関係課の協議 👋	→ 2月24日雕 プレゼン選考会 選考委員意見 ※	<b>→</b>	結	果
市民提案型	NPO法人シンフォニー (代表 山崎 勲) テーマ: 市民公益活動支援に関する調査・研究事業  「協働」の時代における新しい「市民公益活動支援、やその拠点としての地域住民の団体、市民活動団体の活動基盤である「市民公益活動せンター」の在り方に関する調査・研究事業を行う。 (2)本市の地域団体、市民グルーブのニース調査(アンケート調査) (3)市民活動フォーラムの開催(1回)	協働企画課 2月 市民活動推進担当	2月20	るために、その社会的要求に応えられていない、資金面、人材面、ネットワーク、マネージメントなどの、多くの問題を個別に抱え込み活動が停滞している。 ・行政機関の有するコーディネート力がなければ、地域団体へのニーズ調査や企業等との協働や、寄付システム作りなどの調査が究を行うことができない。また、他都市の調査や地域団体・市民グルーブの調査においては市民の参画は不可欠である。このような点を踏まえ、行政とNPOとの協働事業として行う必要がある。 ・中間支援NPO法人として市内の様々なNPO法人や任意団体、地域団体が、のできたいできない。	地域特性を活かし、どのような市民活動センター機能のあり方が必要と考えられるのか。また、地域活動や活動団体支援の機能をより明確に示してほしい。 地縁型団体、テーマ型団体、その他各種活動に係る任意団体など様々な団体の横の連携をコーディネートする活動であればさらに良いと考える。今回の提案のような調査・研究事業であれば行政との協働事業の必要性が乏し、提案団体の強みを生かし切れていないと考える。地域において 市民活動センターに求められる機能を研究し、実験的にでも具体的に実践	採択	•	
	あまがさき人権まつり実行委員会 (代表 野村 恭三) 事業名: 熱と光の人権文化創造事業 本市では、「人権文化の息づくまち・あまがさき。の実現をめざし、12月の人権週間に、市民の手によって「あまがさき人権まつり」が2001年から毎年開催されているが、行政は参加者数、市民側は、経費や広報等に課題を抱えていることから、市民が開催までのプロセスに参画することで、課題を行政と市民が実力し、行政に発するとともに、行政と市民の人権協働事業にくら発するとともに、行政と市民の人権意識の高揚を図る。 行会場の確保、広報活動、本市の女性、子ども、役政高齢者、在日、同和、障害者などの人権行政制の、や課題の集約、関係機関とのコーディネイト	人権課	関係	年改訂)し12月の人権週間には、様々な事業を実施している。また、市民の手によって「あまがさき人権まつり」が2001年より毎年実施されている。行政は参加者数、市民側は、経費や広報で課題を抱えている。・「人権文化の息づくまち」の実現のため市民団体と協働することにより人権文化を広めるスケールメリットがある。人権文化を創造するにあたって、当事者団体との協働事業によって相乗効果が期待できる。人権に対する市民の関心を向上させられる。実施までのプロセスで当事者からの人権課題を把握できる。・上記の相乗効果をより一層高めるべく、12月の人権週間にあわせて毎年実施している「人権週間のつどい」はまた。	実行委員会を開催すること自体が人権意識の向上に資する取組と考えるが、一方で実行委員会からまつりの開催に至るまでのプロセスを報告書にまとめるような工夫が必要である。	採択	¢	

1	<sup>月20日鯯</sup> 提案 ※	関係課		→ <sup>2月24日雕</sup> プレゼン選考会 選考委員意見 >>>	→ 結 果
	あまがさき市民まちづくり研究会(代表 正岡 茂明)  事業名: 尼崎城遺跡公開事業  市内・市外多くの人々が、寺町や城内地区をれ、さらには周辺商店街への波及効果を財と、本市の歴史的資産(矢穴浪)を活用していた矢穴狼内 ある石を市内各所から集め、「矢穴展示場」はける。 また、中央図書館建設の際に尼崎城の石垣跡が発掘されており、その部分を強化ガラス	歴博・文化駅担当 中 割請待光やのを 遺	2月10日協議  ・提案団体の趣旨・目的は理解できるが、現在図書館敷地内の地下に保存されている石垣の掘削及びその展示について、適切に石垣を保存・管理するために解決せねばならない技術的課題が多数(補強・排水・結露・防力・対策等々)想定され、文化財保護法に基づく制約もあり、現時点では困難である。 ・石垣の場所は図書館駐輪場として整備されており、この一部撤去して掘削し展示するような投資経費は持ち合わせていないことから取組は困難である。 ・市内各所の矢穴痕のある石の運搬にあたっては、その所有、保管・管理者の同意、そこに置かれている意味(経過・理由)等も勘案し、慎重な対応が必要である。・矢穴痕のある石の歴史的・学術的価値について、一定の理解はでき、既に文化財収蔵庫前庭には城内各所か	石を一箇所に運搬し集約する費用が高く、資金充当に偏りがある。石碑を地域の子供たちを含め、探索に行くスタンプラリーを開催するなど、市民を巻き込むイベントのようなものに転換した方が良いのではないか。まずは、リストを作成し公表するなど、矢穴痕の石の価値を市民に周知することが重要ではないか。 尼崎にお城があったこと自体を知らない市民が多い。まず知らせること、民を巻き込むことが大事。知らせることで寄付をいただける可能性もある。城址自体の歴史的な価値に目を向けられるようになったのは、明治時代からであり、歴史的資産を保存し、活用するためには早急に進めない方が良い。尼崎城の経緯を踏まえると、石垣だけに関わらず当時使われていた材木なども市内に点在している可能性が高い。それら分布場所の知識については、歴博、文化財担当が保有していると考えられることから更なる連携を	選考会で示されたソフト事業転換の意志が提案団体にないため、 不成立。
	で上部から見えるようにする。 行 (公園課)公園の使用許可等 (歴博・文化財 役政 当)専門的知識及び説明書の作成 (中央図 割の 館)工事許可等		魅力が直ちに高まるとは考えにくく、その効果に疑問が 残る。 現在、歴博文化財担当に矢穴痕に関する専門的知見を 有する聯員はおらず 詳細については外部専門家への	【結論】まず、市民を巻き込むイベント等ソフト事業を実施する方が協働とし ては意義深い。 <b>ソフト事業へ転換することを条件に採択する。</b>	

# 平成24年度 提案型協働事業制度(23年度採択·24年度継続事業分)

# 制度の目的

本制度は、地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とする。

### 制度の概要

市民団体に次のような事業提案を募集し、提案団体と関係課の協議及び選考会を経て採択された事業を平成24年度の事業としてモデル的に実施する。

公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図れる事業市民と行政が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業市の事業として現在確立されていない事業

先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業

尼崎市第2次基本計画の方向性に沿った事業

## 選考委員

市民代表

学識経験者 久 隆浩 (ひさ たかひろ) 近畿大学総合社会学部 教授

市民代表 桑山 信子 ((わやま のぶこ) 特定非営利活動 WACゆずり葉 理事長

税理士 小早川 典子(こばやかわ のりこ) 小早川典子税理士事務所 所長

学識経験者 能島 裕介(のじま ゆうすけ)

特定非営利活動法人にしのみやNPO協会専務理事

松井 定雄(まつい さだお) 尼崎市市民運動推進委員会 副委員長



### 【選考結果】

		+	_	‡E	<b>ウロナト即グラクサギ</b>	<b>→</b> 2月24曜 <b>聿指译老会</b> ************************************	. 4+ ==
		提案 ※	関係課	旋	案団体と関係課の協議 🤲	╁╸	→ 結 果
	<b>会</b> テー	<ul><li>は地区県民交流広場地域推進委員</li><li>マ: 要介護・要支援高齢者在宅生活</li><li>ト事業</li></ul>	高齢介護課			地域は頑張っているが、市は尾浜地区へどのように関わっているのか。 市民活動的成ではなく協働事業であるのだから市もそれなりの役割を担う べきである。 他の地区でも、モデルケースとして事業を展開してはどうか。当該事業	
市民摄案型	事業内容	介護保険制度のサービスのすき間を埋めるサポート(病院への付き添いなど)を地域のマンパワーにおいて行う。依頼をもとにコーディネーターが調整作業を行い、登録制の「すき間介護」を行う地域の有償ボランティアスタッフと依頼者をつなく。		関係課	高齢介護課は平成25年度に向け、予算化を検討しており、今後の展開についても団体との調整ができている。	を福祉の部署の事業として展開することに提案型協働事業の意味合いがあるのではないか。  利用者のニーズをどのように支援していくのか。また、ボランティアスタッフの研修内容が見えない。  短期間であっても実績があるのであれば、実績に対して検証・評価をし、データを出すべきで、2ヵ年目の申請の際には、こうした内容を申請書類に盛り込んでほしい。	
	行役政割の	連携、 タステム構築のための側面援助(地域諸団体へのあと押し)、 具体的なケア検討会・研究会での協力体制の確立				【結論】 趣旨も手法も問題ない。	
	N P	0法人障害者情報ネットワーク尼崎	市民活動推進担当			特になし。	
	ネット	名: 市内の市民活動団体の情報を共有できるインター サイト「市民活動の広場あまがさき」設置事業					
行政摄案型	事業内容	市民活動団体の名称・活動内容・連絡方法等の一覧表や市民活動イベントの最新情報掲載、市民活動カレンダー、市民活動団体及びイベント情報の検索のできるインターネットサイト「市民活動の広場あまがさき」を設置・維持する。		関係課	市民活動推進担当は平成25年度に向け、予算化を検討している。なお、現在の事業をさらに効果的な内容にすべく、平成24年度の取組について検討中である。		平成24年度2ヵ年目として、 <b>採択</b> .
	行 役政 割の	市民活動団体及びイベント情報の提示、 関係市民団体への団体情報及びイベント情報 の提供協力の要請				【結論】 趣旨も手法も問題ない。	